

# 石川県公報

平成25年11月8日  
第12645号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示					
○青少年に有害な興行の指定	(少子化対策監室)	1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課)	5
○青少年に有害な図書等の指定	(同)	1	教育委員会		
○土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定	(環境政策課)	2	○県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除		6
○一般国道の区域の変更	(道路整備課)	4	監査委員		
○一般国道の供用の開始	(同)	4	○定期監査結果公表		6
公告			○財政的援助団体等監査結果公表		7
○入札公告	(情報政策課)	4			

## 告示

### 石川県告示第444号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成25年11月8日

石川県知事 谷本正憲

#### 1 有害興行

興行の種類	興行名	配給会社名
映画	KILLERS	日活
〃	痴漢電車 いけない夢旅行	オーピー映画
〃	真夜中の不倫妻	〃
〃	快樂民宿 濡れハメ紀行	大蔵映画
〃	義父の愛撫 くい込む舌先	オーピー映画
〃	人妻禁猟区 屈辱的な月曜日	新日本映像
〃	どすけプロデューサー 好色まくら営業	新東宝映画
〃	セッションズ (原題) THE SESSIONS	20世紀フォックス映画

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

#### 3 指定年月日

平成25年11月8日

### 石川県告示第445号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成25年11月8日

石川県知事 谷本正憲

## 1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 ( ナ ン バ ー )	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2013年12月号 (04333-12)	(株)ダブリュエスコレーション
〃	NaiNaiプレス北陸 2013年12月号 (06805-12)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	DOM 2013年12月号 (86663-12)	(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

## 付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成25年11月8日

## 石川県告示第446号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として、次のとおり指定する。

平成25年11月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

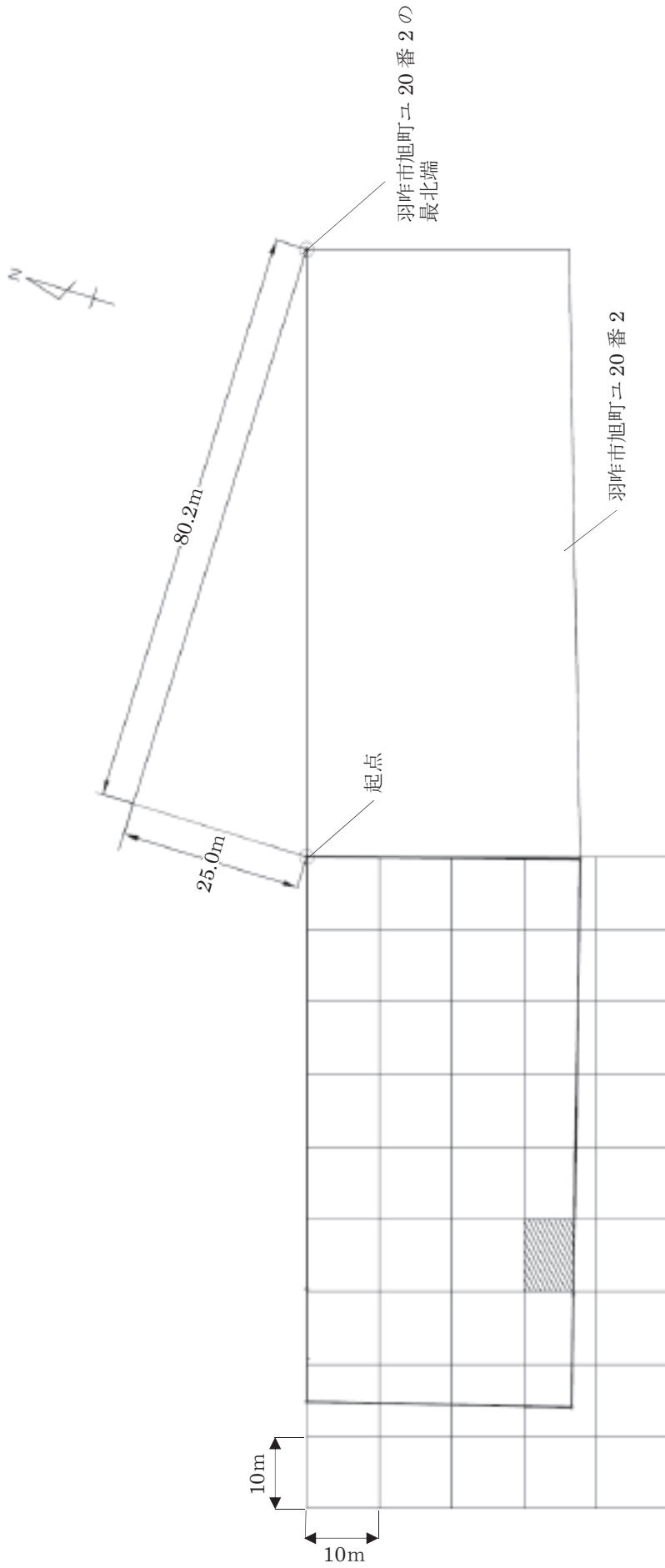
## 1 形質変更時要届出区域

羽咋市旭町ユ20番2の一部(別図のとおり)

## 2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

別図



格子の回転角 73 度  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として右に回転させた角度を示す。

起点  
 起点は、羽咋市旭町ユ 20 番 2 の敷地境界の最北端から西へ 80.2m、南へ 25.0m の地点とする。

指定区域

## 石川県告示第447号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。  
なお、その関係図面は、平成25年11月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成25年11月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)		
249号	輪島市白米町ハ38番地先から	旧	14.26 ~ 63.70	105.6	奥能登土木総合事務所 維持管理課	
	輪島市白米町ハ100番1地先まで	新	43.41 ~ 83.45	105.6		
	下記区間を道路区域から除外する。					
	輪島市白米町ハ44番地先から 輪島市白米町ハ107番地先まで		8.39 ~ 14.38	26.5		

## 石川県告示第448号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成25年11月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成25年11月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
249号	輪島市白米町ハ38番地先から 輪島市白米町ハ100番1地先まで	平成25年11月9日	奥能登土木総合事務所 維持管理課

## 公 告

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成25年11月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

- 委託業務名  
庁内ネットワークセキュリティ調査業務
- 業務内容  
入札説明書による。
- 委託期間  
契約締結の日から平成26年3月31日まで

## 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入

札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県企画振興部情報政策課ネットワーク管理担当

電話番号 076-225-1322 FAX番号 076-225-1328

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

平成25年11月8日（金）から同月20日（水）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

#### 5 入札の日時及び場所

平成25年11月22日（金）午前11時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎8階 811会議室（入札後、即時開札する。）

#### 6 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

#### 7 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年11月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コンフォモール内灘

河北郡内灘町千鳥台4丁目1番地、千鳥台5丁目1番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成25年6月28日

3 市町の意見の概要

市町名 内灘町

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年11月8日から同年12月9日まで

## 教 育 委 員 会

### 石川県教育委員会告示第20号

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第32条第2項の規定により、平成25年10月17日付けで次の県指定史跡名勝天然記念物の指定が解除された。

平成25年11月8日

石 川 県 教 育 委 員 会

史跡名勝天然記念物

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者 (管理者)
史 跡	寺 井 山 遺 跡	能美市寺井町ま156番の一部 約4,000m <sup>2</sup>	能 美 市
指 定 年 月 日		昭和45年11月25日	

## 監 査 委 員

### 定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成25年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年11月8日

石川県監査委員 和田内 幸 三  
同 金 原 博  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監 査 年 月 日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
穴水高等学校	平成25年10月7日	平成25年8月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
羽咋警察署	〃	〃	〃
津幡警察署	〃	〃	〃
輪島警察署	平成25年10月8日	〃	〃
能登空港管理事務所	〃	〃	〃
奥能登教育事務所	〃	〃	〃
輪島高等学校	〃	〃	〃
輪島漆芸技術研修所	〃	〃	〃

門前高等学校	〃	〃	〃
能登高等学校	平成25年10月11日	〃	〃
飯田高等学校	〃	〃	〃
珠洲警察署	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成24年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成25年11月8日

石川県監査委員 和田内 幸 三  
 同 金 原 博  
 同 安 田 慎 一  
 同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果
能登空港ターミナルビル株式会社	平成25年10月8日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
医療法人社団慈豊会	平成25年10月15日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
社会福祉法人松寿園	〃	補助事業の執行において、適正を欠くものがありました。 適正な会計処理を行うとともに、今後、このようなことがないように十分注意してください。
小松商工会議所	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
一般財団法人白山市地域振興公社	〃	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
財団法人山中漆器産業技術センター	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人木場潟公園協会	〃	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
白山商工会議所	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
社会福祉法人佛子園	〃	補助事業の執行において、適正を欠くものがありました。 適正な会計処理を行うとともに、今後、このようなことがないように十分注意してください。
小松空港協議会	平成25年10月17日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

財団法人石川県文化振興基金	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、 おおむね適正に処理されていると認める。
北陸鉄道株式会社	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行 は、おおむね適正に処理されていると認 める。
野々市市北西部土地区画整理組合	〃	〃
I Rいしかわ鉄道株式会社	平成25年10月18日	当該団体の出納その他の事務の執行は、 おおむね適正に処理されていると認める。
学校法人北陸学院	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行 は、おおむね適正に処理されていると認 める。
公益財団法人石川県埋蔵文化財センター	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、 おおむね適正に処理されていると認める。
特定非営利活動法人石川県自然史センター	〃	公の施設の管理に係る出納その他の事 務の執行は、おおむね適正に処理されて いると認める。
石川県農業会議	平成25年10月25日	補助金に係る出納その他の事務の執行 は、おおむね適正に処理されていると認 める。
T & A 有限責任事業組合	〃	公の施設の管理に係る出納その他の事 務の執行は、おおむね適正に処理されて いると認める。
エコ・チーム犀川	〃	〃
株式会社マリンパーク内灘	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、 おおむね適正に処理されていると認める。
学校法人浅ノ川学園	〃	補助金に係る出納その他の事務の執行 は、おおむね適正に処理されていると認 める。
植宗・吉村グループ	〃	公の施設の管理に係る出納その他の事 務の執行は、おおむね適正に処理されて いると認める。
公益財団法人石川県音楽文化振興事業団	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、 おおむね適正に処理されていると認める。
障害保健福祉課 (社会福祉法人松寿園) (社会福祉法人佛子園)	—	補助金の交付事務において、適正を欠 くものでありました。 補助事業の執行にあたっては、適正な 審査確認を行うとともに、補助事業団体 に対して的確な指導を行い、今後、この ようなことがないように十分注意してくだ さい。